

別表

特 別 な 事 由	算 定 方 法	申 込 書 添 付 書 類	算 定 割 合	算 定 期 間	備 考
(1) 所得の減少によるとき（失業、休、廃業または疾病、負傷等）	利用者負担額の算定の対象になっているものが失業又は疾病等によって収入が減少し、保育料の納入が困難と認められるときは、収入がなかったものと算定し、他の収入があるものの階層区分に応じた額で算定する。	診断書 失業保険 給与明細 傷病手当金 他 明示した 各証明	階層に 準ずる	当該年度 又は 治療期間	特別な事由が認められる場合の原因日が月の初日のときは、その月の利用者負担額から適用する。
(2) 火災、地震等の災害によるとき	全半壊のとき（震災、風水害、火災その他これに類するものにより、その居住する家屋に著しく損害を受けたもの）	り災証明書等	全額	当該年度 又は 発生後 1年間	
(3) その他市長が必要と認めたとき	上記各号に類するものであって、特別の事情があるもの。算定方法は（1）に準ずる。	各証明書	各層に準 ずる。	特例 当該年度	